

保健医療施設の指定管理者について

1. 指定管理者制度とは

公の施設(老人福祉センター、体育館、プール、自転車駐車場、診療所等)の管理について、民間事業者を指定管理者に指定し参入させることで、その能力を活用し、住民のニーズに応じた柔軟なサービスの提供や経費の削減を図ることを目的とした制度のことです。

公の施設の管理は、従来は市の外郭団体にのみ委託することができましたが、平成15年に地方自治法が改正され、民間事業者(団体に限ります。)も議会の議決を得た上で、指定管理者に指定し、管理させることができるようになりました。

本市では、平成31年4月1日現在、386か所の公の施設で指定管理者制度を導入していますが、そのうち保健福祉局では、急患診療所、島しょ診療所、老人福祉センター、障がい者生活・就労支援施設、障がい者スポーツセンター、葬祭場、点字図書館など32の施設を指定管理者に管理させています。

2. 保健医療施設の指定管理者について

保健福祉局が所管する下表に掲げる保健医療施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入してきました。

現在、それぞれ福岡市医師会及び福岡市歯科医師会を指定管理者に指定しており、令和元年度末で今期の指定期間の満了を迎えます。

令和元年度現在

種 別	対 象 施 設
急患診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市立急患診療センター(福岡市早良区百道浜1丁目) ・福岡市立急患診療所(東・博多・南・城南・西保健所内)
島しょ診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市立玄界診療所(福岡市西区大字玄界島) ・福岡市立能古診療所(福岡市西区能古)

3. 保健医療施設指定管理者選定委員会について

保健福祉局が所管する保健医療施設の指定管理者の選定にあたり、選考過程の透明性を図り、公平かつ客観的に行うため、外部委員による「指定管理者選定委員会」を設け、指定管理者候補選定について参考となる意見を述べていただく場としています。

指定管理者選定委員会の委員には、医療の専門家3名、財務経理の専門家1名、地域住民の団体の方1名に就任をお願いしています。

4. 主なスケジュールについて

委員会は下記のとおり3回程度の開催を予定しており、委員会で述べられた意見を参考に、本市において指定管理者の候補者を選定し、仮協定を締結します。

その後、12月市議会の議決を得て、本協定を締結し、平成27年4月から各診療所の管理運営を委託する予定です。

(第1回委員会)令和元年7月9日(火)開催(1時間半程度)

- ・公募施設、非公募施設の確認
- ・公募施設にかかる募集要項、審査基準の確認
- ・非公募施設にかかる指定管理者運営要項の確認

(第2回委員会)令和元年9月下旬～10月上旬開催(2～3時間程度)

- ・公募施設の応募団体に対するヒアリング
(応募団体による説明と委員からの質疑)
- ・公募施設の応募団体の審査

(第3回委員会)令和元年10月下旬(1時間半程度)

- ・非公募施設の応募団体に関する申請書類の確認
- ・非公募施設の応募団体の審査